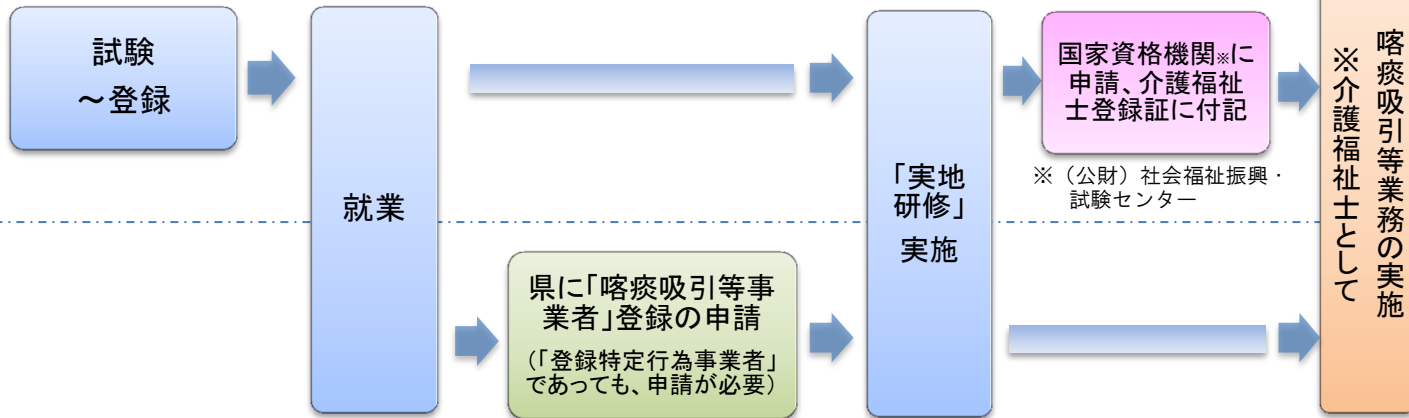


# 介護福祉士及び介護職員等が喀痰吸引等業務を行うまで

## ① 介護福祉士の手続きの流れ

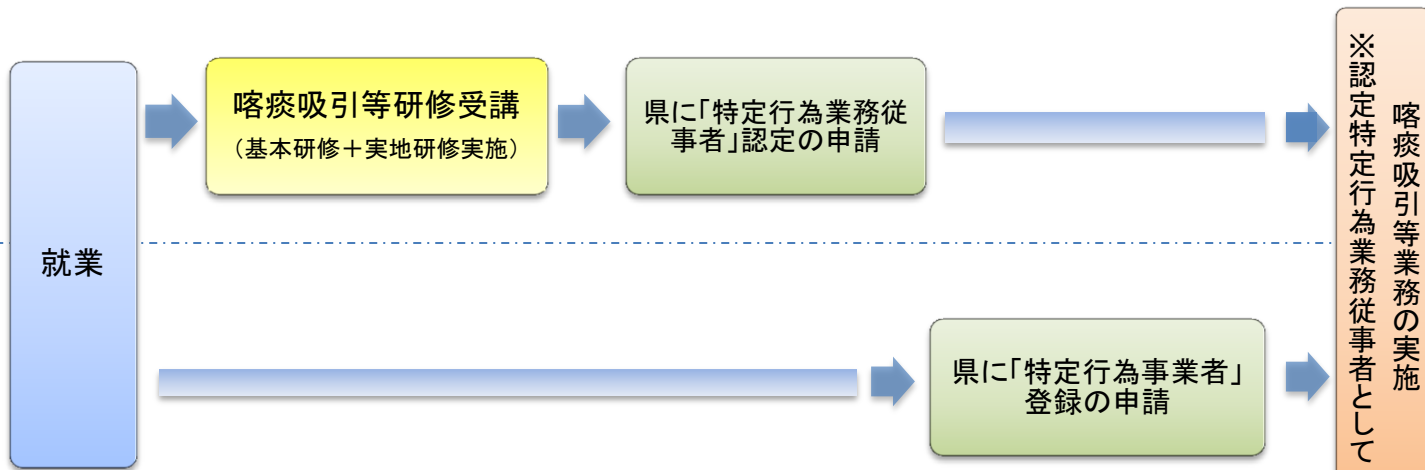
- ・ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者
- ・ 上記以外の**介護福祉士**であって、介護福祉士養成施設等において医療的ケアに関する研修課程を修了した者



## ①の者が所属する事業所の手続きの流れ

## ② 介護職員等の手続きの流れ

- ・ ①以外の介護福祉士
- ・ 介護職員
- ・ 特別支援学校教員 等



# 喀痰吸引等制度における手続きについて（認定特定行為業務従事者（介護職員等）が実施する場合）

認定特定行為業務従事者（省令第一号、第二号研修修了者）が特定行為の実施に至るまで

☆ ①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能

① 都道府県又は登録研修機関で喀痰吸引等研修を受講（H24年度以降）

② 県から「認定特定行為業務従事者」の認定を受ける

③ 喀痰吸引等を実施する事業所等は、県から「登録特定行為事業者」の登録を受ける

※ H23年度以前、一定の要件下でたんの吸引等の提供を行っている方等についても、「経過措置対象者」として喀痰吸引等研修を修了した者と同等以上の知識及び技能を有していることについて県の認定を受ければ、認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の実施が可能。

## 申請書（届出書）及び添付資料について

☆ 主な手続きにおける申請書（届出書）及び添付資料については以下のとおり。

（提出先：県長寿介護課 施設介護担当（障害者総合支援法に基づく事業者については、県障がい福祉課地域生活支援担当））

### 認定特定行為業務従事者

#### I 新規に申請する場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）（様式第4号）
- 2 住民票の写し
- 3 喀痰吸引等に関する研修修了証の写し
- 4 法附則第4条第3項（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第4号の2）
- 5 手数料（宮崎県収入証紙1,000円）

#### II 新たに研修を修了し、実施する行為を追加する場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書（様式第7号）
  - 2 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式第8号）
  - 3 変更前の「認定特定行為業務従事者認定証」（原本）
  - 4 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し
- ※ 経過措置対象者が喀痰吸引等研修を受けて行為を追加する場合は、I（新規申請）により申請すること。

#### III 氏名、住所に変更がある場合

- 1 認定特定行為業務従事者認定証 変更届出書（様式第7号）
  - 2 戸籍抄本（氏名変更時）、住民票の写し（住所変更時）
- ※ 氏名変更に伴い、再交付を希望する場合は、認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書（様式第8号）、変更前の「認定特定行為業務従事者認定証」（原本）をあわせて提出

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載

→ トップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 高齢者福祉 > 特定行為業務従事者の認定について（第一号、第二号研修修了者）

### 登録特定行為事業者

#### I 新規に申請する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第1号）
- 2 従事者名簿（様式第1号の2）
- 3 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 4 法第48条の4（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第1号の3）
- 5 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 6 5において「該当書類」に記載した書類（チェックリストほか該当書類）
- 7 認定特定行為業務従事者の認定証の写し
- 8 手数料（宮崎県収入証紙1,500円）

#### II 実施する行為を追加する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式第3号）
- 2 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 3 従事者名簿（様式第1号の2）
- 4 認定特定行為業務従事者の認定証の写し（追加する行為を行う従事者分）

#### III 設置者に係る事項、従事者名簿を変更する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第3号の2）
- 2 変更内容が分かる書類（名簿の変更時は、認定特定行為業務従事者認定証の写し等）

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載

→ トップ > 健康・福祉 > 高齢者・介護 > 高齢者福祉 > 登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）

# 喀痰吸引等制度における手続きについて（介護福祉士が実施する場合）

## 介護福祉士が喀痰吸引等の実施に至るまで

- ☆ 平成28年度以降の介護福祉士国家試験合格者又は医療的ケアに関する研修課程（養成施設、実務者研修、福祉系高校等）を修了した介護福祉士のいる事業者については、①から③の手続き後、事業所において喀痰吸引等の実施が可能
- ① 県から「喀痰吸引等事業者」の登録を受ける（**特定行為事業者として登録を受けている事業所であっても、「喀痰吸引等事業者」の登録が必要**）
- ② 介護福祉士に対して実地研修を実施、実地研修修了証の交付
- ③ 介護福祉士が、（公財）社会福祉振興・試験センターに登録申請（実施可能な行為が介護福祉士登録証に記載される。）
- ※ 既に認定特定行為業務従事者として認定を受けている介護福祉士については、上記手続きは不要であり、認定特定行為業務従事者としてたんの吸引等が可能。

## 申請書（届出書）及び添付資料について

- ☆ 主な手続きにおける申請書（届出書）及び添付資料については以下のとおり。  
（提出先：県長寿介護課 施設介護担当（障害者総合支援法に基づく事業者における手続きについては、県障がい福祉課地域生活支援担当に問い合わせ））

### 登録喀痰吸引等事業者

#### I 申請する場合

- 既に特定行為事業者の登録を受けている事業所については、書類の一部の提出不要

申請書及び添付書類	申請者	喀痰吸引等事業者のみの登録申請を行う事業所	既に特定行為事業者の登録を受けている事業所
1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式第1号）		○	○
2 従事者名簿（様式第1号の2）		○	○
3 法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書		○	不要
4 法第48条の4（欠格事項）に該当しない旨の誓約書（様式第1号の3）		○	不要
5 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）		○	○ （一部記載不要）
6 5において「該当書類」に記載した書類		○	○
7 介護福祉士登録証の写し		○	○
8 手数料（宮崎県収入証紙1,500円）		○	○

#### II 実施する行為を追加する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（様式第3号）
- 2 法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合することを証する書類（様式第1号の4）
- 3 従事者名簿（様式第1号の2）
- 4 介護福祉士登録証の写し（追加する行為を行う従事者分）

#### III 設置者に係る事項、従事者名簿を変更する場合

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（様式第3号の2）
- 2 変更内容が分かる書類（名簿の変更時は、介護福祉士登録証の写しの写し等）

※ 様式等詳細については県ホームページに掲載  
→ トップ>健康・福祉>高齢者・介護>高齢者福祉>登録事業者（喀痰吸引等事業者・特定行為事業者）の登録申請について（介護保険法・老人福祉法関係事業者）

（参考）介護福祉士の（公財）社会福祉・振興試験センターにおける登録手続きについては、同法人のホームページに掲載  
→ トップページ>資格登録>「実地研修を修了した喀痰吸引等行為」の登録申請について  
(<http://www.sssc.or.jp/touroku/kakutan.html>)